

第11号議案

文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月22日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

文京区教育センター処務規則（昭和四十一年十月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
第五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 総合相談係

第六条第一項に次の一号を加える。

三 その他の職員

第七条第三項中「前二項」の下に「及び第十二条第一項各号に掲げる職員」を加える。

「課務担当主査

一 科学教育に関すること。

二 健康教育に関すること。

第九条の表中

課務担当主査

を

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

「総合相談係

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関する事

二 児童発達支援センターに関する事

課務担当主査

一 科学教育に関する事

二 健康教育に関する事

第十二条の見出し中「その他の職員」を「研究員等」に改め、同条第一項中「第五条」を「第六条」に、「職」を「職員」に改める。

付 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正後（案）	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（係等の設置）</p> <p>第五条 教育センターに次の係等を置く。</p> <p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p><del>三 総合相談係</del></p> <p><u>四 課務担当主査</u></p> <p>（職員）</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p><del>三 その他の職員</del></p> <p>2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>（資格及び任免）</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項及び<del>第十三条第一項各号に掲げる職員</del>以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校支援係</p> <p>一～十三（略）</p> <p>児童発達支援係</p> <p>一（略）</p> <p><u>総合相談係</u></p> <p><del>一 子どもの発達及び教育に係る相談に関するこ</del> <del>と。</del></p> <p><del>二 児童発達支援センターに関するこ</del> <del>と。</del></p> <p><u>課務担当主査</u></p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（係等の設置）</p> <p>第五条 教育センターに次の係等を置く。</p> <p>一 学校支援係</p> <p>二 児童発達支援係</p> <p><del>三 総合相談係</del></p> <p><u>四 課務担当主査</u></p> <p>（職員）</p> <p>第六条 教育センターに次の職員を置く。</p> <p>一 所長</p> <p>二 係長</p> <p>2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>（資格及び任免）</p> <p>第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。</p> <p>2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。</p> <p>3 前二項以外の職員は、教育局職員のうちから委員会 が命ずる。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校支援係</p> <p>一～十三（略）</p> <p>児童発達支援係</p> <p>一（略）</p> <p><u>課務担当主査</u></p> <p><del>一 科学教育に関するこ</del> <del>と。</del></p> <p><del>二 健康教育に関するこ</del> <del>と。</del></p> <p><u>課務担当主査</u></p>

一 科学教育に関すること。

二 健康教育に関すること。

第十条・第十一条 (略)

(研究員等)

第十二条 教育センターに第六条に掲げる職員のほか、次の職員を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 専門指導員
- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

第十三条～第十五条 (略)

付 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

第十条・第十一条 (略)

(その他の職員)

第十二条 教育センターに第五条に掲げる職のほか、次の職を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 専門指導員
- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

第十三条～第十五条 (略)